

令和5年度(2023年度)実績 精神保健福祉センター一所報

(第47集)



熊本県精神保健福祉センター



(C) 2010 熊本県くまモン

目 次

I センター施設等概要

1	業務	1
2	沿革	1
3	歴代所長	1
4	施設の概要	2
5	職員の構成	2
6	歳入歳出決算状況	2
7	センター条例〈抜粋〉	3

II センター業務概要

1	企画立案	4
2	技術指導及び技術援助	5
3	教育研修	8
4	普及啓発	12
5	精神保健福祉相談及び診療	14
6	組織育成	16
7	依存症対策関連事業	18
8	DV対策支援事業	21
9	思春期精神保健対策事業	22
10	自殺対策推進事業	23
11	精神医療審査会	24
12	自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会	25
13	ひきこもり地域支援センター事業	26
14	災害後のこころのケア事業 (熊本地震被災者支援・令和2年7月豪雨災害支援)	32
15	新型コロナウイルス感染症相談支援事業	33

III 学会・研究会活動報告

1	熊本アルコール関連問題学会	34
2	熊本精神科リハビリテーション研究会	34
3	第56回全国精神保健福祉センター研究協議会	34
4	九州ブロック精神保健福祉センター所長会議及び研究協議会	34

IV 資料

精神保健福祉センター運営要領	35
----------------	----

本書中の実績は特に断りのない限り、令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日のデータです。

I センター施設等概要

1 業 務

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設です。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく「精神保健福祉センター運営要領」におけるセンターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまでの広範囲にわたるとされ、下記の業務を行っています。

なお、平成24年(2012年)4月からは熊本市の政令指定都市移行に伴い、熊本市にも「こころの健康センター」が設置されました。これにより、熊本市在住の方はこころの健康センターで、熊本市以外に在住の方は精神保健福祉センターで対応することとなり、利便性の向上や、相談・支援体制の強化が図られています。

また、平成28年(2016年)4月の熊本地震直後から、災害派遣精神医療チーム(DPAT)や同年10月に設置された「熊本こころのケアセンター」と連携・協働しながら、被災者のこころのケアの支援等を行っています。

令和2年7月豪雨時にも災害派遣精神医療チーム(DPAT)としての活動や、DPAT活動終結後も熊本こころのケアチームを立ち上げ、被災者のこころのケアや支援者への支援も継続的に行っています。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| 1)企画立案 | 9)思春期精神保健対策事業 |
| 2)技術指導及び技術援助 | 10)自殺対策推進事業 |
| 3)教育研修 | 11)精神医療審査会の審査に関する事務 |
| 4)普及啓発 | 12)自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳の判定 |
| 5)精神保健福祉相談及び診療 | 13)ひきこもり地域支援センター事業 |
| 6)組織育成 | 14)災害後のこころのケア事業 |
| 7)依存症対策事業 | 15)新型コロナウイルス感染症相談支援事業 |
| 8)DV対策支援事業 | |

2 沿 革

昭和 38 年(1963 年)	10 月 17 日	熊本県精神衛生相談所開設(県中央保健所内)
昭和 46 年(1971 年)	9 月 30 日	熊本県精神衛生センター設置条例制定(条例第 60 号)
昭和 47 年(1972 年)	4 月 1 日	熊本市水道町 9 番 16 号に新築、開設
昭和 47 年(1972 年)	6 月 17 日	保険医療機関として指定(熊公 197)
昭和 56 年(1981 年)	2 月 5 日	3階増築工事竣工(教育研修部門)
平成 元年(1989 年)	4 月 1 日	熊本県精神保健センターに名称変更
平成 7 年(1995 年)	7 月 1 日	熊本県精神保健福祉センターに名称変更
平成 23 年(2011 年)	1 月 4 日	熊本市月出 3 丁目 1 番 120 号(旧保育大学校)に移転
平成 27 年(2015 年)	4 月 1 日	熊本県ひきこもり地域支援センターを設置
令和 3 年(2021 年)	4 月 1 日	総務課及び相談課創設

3 歴代所長

初 代	藤 田 英 介	昭和 47 年(1972 年)4 月 ～	昭和 50 年(1975 年)3 月
二 代	有 働 信 昭	昭和 50 年(1975 年)4 月 ～	昭和 54 年(1979 年)3 月
三 代	南 龍 一	昭和 54 年(1979 年)4 月 ～	平成 5 年(1993 年)3 月
四 代	児 玉 修	平成 5 年(1993 年)4 月 ～	平成 9 年(1997 年)3 月
五 代	中 田 榮 治	平成 9 年(1997 年)4 月 ～	平成 12 年(2000 年)3 月
六 代	舩 井 幸 輔	平成 12 年(2000 年)4 月 ～	平成 15 年(2003 年)3 月
七 代	中 島 央	平成 15 年(2003 年)4 月 ～	平成 24 年(2012 年)3 月
八 代	児 玉 修	平成 24 年(2012 年)4 月 ～	平成 25 年(2013 年)3 月
九 代	山 口 喜久雄	平成 25 年(2013 年)4 月 ～	平成 30 年(2018 年)3 月
十 代	富 田 正 徳	平成 30 年(2018 年)4 月 ～	令和 5 年(2023 年)3 月
十 一 代	池 田 洋一郎	令和 5 年(2023 年)4 月 ～	

4 施設の概要

- 位 置 熊本市東区月出 3 丁目 1 番 120 号
- 名 称 熊本県精神保健福祉センター
- 敷 地 4,440.37 ㎡
- 建 物 (鉄筋コンクリート)

本 館		倉 庫	
1階	838.217 ㎡	1階	366.617 ㎡
2階	597.915 ㎡		
延	1436.132 ㎡	延	366.617 ㎡
電話 096-386-1255(業務用) 096-386-1258(手帳・自立用)			
096-386-1166(相談用) 096-386-5310(精神医療審査会用)			
FAX 096-386-1256			
住所 〒862-0920 熊本市東区月出3丁目1-120			
< ホームページ >			
URL http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/40/			
メールアドレス seishinhose@pref.kumamoto.lg.jp			

5 職員の構成

令和 6 年(2024 年)3 月末現在

区分	医師	事務	心理士	保健師	医療技術員	電話相談員	ひきこもり支援 コーディネーター	ひきこもり支援 市町村等支援員	計
職員 (常勤)	1	5	2	2					10
会計年度 任用職員		5		2	1	8	2	2	20
特別職 非常勤職員	9								9
計	10	10	2	4	1	8	2	2	39

※別途各種相談業務対応を 9 名(報償費支出)に依頼

6 歳入歳出決算状況

- (1) 歳 入 1,708,745 円
- 使用料及び手数料 382,248 円
- 諸収入 1,326,497 円
- (2) 歳 出

科目	決算額	内 訳				備考
		衛生費	民生費	教育費	総務費	
(項)		公衆衛生費他	社会福祉費	教育総務費	総務管理費	
(目)		公衆衛生総務費他	社会福祉施設費他	教育指導費	一般管理費	
(計)	61,760,375	61,256,003	13,103	11,327	479,942	
報酬	30,308,059	30,308,059				会計年度任用職員 21 名、委員 17 名分
職員手当	4,236,406	4,236,406				会計年度任用職員 12 名分
共済費	4,512,690	4,032,748			479,942	会計年度任用職員 12 名分、再任用職員 1 名分、育休代替職員 1 名分
報償費	11,667,755	11,667,755				研修会講師謝金、相談員等謝金、文書料
旅費	2,360,815	2,351,570	1,258	7,987		普通旅費及び費用弁償
需用費	3,511,078	3,499,233	11,845			庁舎維持費、消耗品等
役務費	942,890	942,890				電話代、郵便料等
委託料	2,173,743	2,173,743				庁舎管理業務等
使用料及び賃借料	346,719	343,379		3,340		システム利用料、施設使用料、高速料
負担金、補助及び交付金	182,220	182,220				熊本県精神科病院協会費等
備品購入費	1,518,000	1,518,000				電話交換機購入

7 熊本県精神保健福祉センター条例(最終改正:平成 20 年(2008 年)3 月 31 日)

昭和 46 年(1971 年)9 月 30 日
熊本県条例第 60 号

熊本県精神保健福祉センター条例

(設置)

第 1 条

精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導を行うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 6 条の規定に基づき、熊本県精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)を熊本市に置く。

(組織)

第 2 条

精神保健福祉センターに、所長及び必要な職員を置く。

(所長)

第 3 条

所長は、知事の命を受け、精神保健福祉センターの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(使用料)

第 4 条

2

診療を受ける者及び検査を依頼する者は、その都度使用料を納めなければならない。前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)第 1 号及び第 2 号の規定により算定した額とする。

3

既納の使用料は、返還しない。

(使用料の減免)

第 5 条

知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第 6 条

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

<参考>

熊本県手数料条例(平成 12 年(2000 年)3 月 23 日公布、熊本県条例第 9 号)第 2 条に定める手数料の額

641

熊本県精神保健福祉センターによる診断書の交付 手数料 1 通につき 790 円

642

熊本県精神保健福祉センターによる証明書の交付 手数料 1 通につき 630 円

(令和元年(2019 年)10 月 1 日～)

Ⅱ センター業務概要

1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、熊本県の健康福祉部及び関係諸機関に対し、専門的な立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行っています。

1 熊本県精神保健福祉審議会(所長は行政関係委員)

No.	期 日	審 議 等 内 容	参加委員
1	令和5年9月6日	(1) 報告事項 ・ 第7次熊本県保健医療計画（精神疾患関係）の総括 ・ 第8次医療計画の見直しのポイント（精神疾患関係：厚生労働省）の概要 (2) 審議事項 ・ 第8次熊本県保健医療計画案（精神疾患関係）	11

2 熊本県精神科救急医療体制連絡調整委員会

精神障がい者の地域医療の充実と社会復帰の促進を図るため、熊本県の精神科救急医療体制のあり方について平成8年度(1996年度)から検討が重ねられ、平成10年(1998年)1月1日から「熊本県精神科救急医療体制整備事業」を、平成24年(2012年)9月1日から「熊本県精神科救急情報センター事業」を、熊本県精神科病院協会(現:熊本県精神科協会)に委託して実施しています。

精神科救急医療体制の円滑かつ適正な運営を図るために、本委員会を平成9年度(1997年度)より設置。健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課所管。

No.	期 日	協 議 等 内 容	参加委員
1	開催なし		

2 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行っています。

※ひきこもり支援の相談件数等については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

○ 活動実績

事業名	業務	技術指導・技術援助									
		個別ケース処遇				関係機関事業					計
		来所	電話等	検討会	アウトリーチ	来所	電話等	検討会	アウトリーチ	出張分	
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	
思春期		6			2	3				11	
アルコール	2	25			4	42	2		5	80	
薬物		31	2		2	27			8	70	
ギャンブル	1	19			15	18				53	
ゲーム		1								1	
社会復帰	4	13	1		1	7			60	86	
こころの健康づくり		27			5	10			6	48	
老人精神保健		14			2	5		1	1	23	
ひきこもり	1	2				1				4	
自殺関連		22				48			2	72	
犯罪被害		1				2			1	4	
災害			3		12	53			18	86	
その他	1	27	1	0	70	356		1	5	461	
計	9	188	7		113	572	2	2	106	999	
	204				795						

1 個別ケース・関係機関事業についての技術指導・援助（来所、電話等、検討会、アウトリーチ）

関係機関の個別のケース・関係機関事業について、技術指導・援助した件数を各区分毎に計上。

	技術指導・援助（個別ケース分：来所・電話・事例検討・アウトリーチ）（延件数）													
	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	自殺関連	犯罪被害	災害	ひきこもり	その他	計
保健所		4			1	6	4	4	10			1	6	36
市町村		2		5		3	8	3	8		3		8	40
福祉事務所														0
医療施設	1	11		5		1	6	5	4	1			7	41
障害者支援施設													1	1
社会福祉施設			1											1
教育関係	4													4
その他	1	10	32	10		8	9	2				2	7	81
計	6	27	33	20	1	18	27	14	22	1	3	3	29	204

2 関係機関の事業等への技術指導・援助(来所、電話等)

関係機関への技術指導・援助した件数を関係機関分類毎に計上。

	技術指導・援助(関係機関事業分) (延件数)													
	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	自殺関連	犯罪被害	災害	ひきこもり	その他	計
保健所		5				2	3	6	14		8		327	365
市町村	1	3	1			2	3		12		30	1	15	68
福祉事務所			2			1								3
医療施設	1	28	8	3		3	2	2					50	97
障害者支援施設		1	1			1			1		1			5
社会福祉施設		1				1					1		2	5
教育関係	1	2	3	1		1	2		7		4		25	46
その他	2	20	14	17		1	3		12	2	21		8	100
計	5	60	29	21		8	15	8	48	2	65	1	427	689

3 関係機関の事業等への技術指導・援助(出張分)

関係機関の主催する会議や研修会等の事業等について、センター職員が関係機関に出張し、技術指導・援助・助言した件数を各区分毎に計上。

	技術指導・援助(関係機関事業分) (延件数)													
	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	自殺関連	犯罪被害	災害	ひきこもり	その他	計
保健所						60	1	1	2		5		5	74
市町村											11			11
福祉事務所														
医療施設		1												1
障害者支援施設														
社会福祉施設														
教育関係											1			1
その他		4	8				5			1	1			19
計		5	8			60	6	1	2	1	18		5	106

4 関係機関の事業等への技術指導・援助(オンライン対応分)

関係機関の主催する事業等について、センター職員が関係機関に出張し、技術指導・援助・助言した件数を各区分毎に計上。

	技術指導・援助(関係機関事業分)（延件数）													
	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	自殺関連	犯罪被害	災害	ひきこもり	その他	計
保健所							1							1
市町村														
福祉事務所														
医療施設														
老人関係施設														
社会福祉施設														
教育関係														
その他											1			1
計							1				1			2

3 教育研修

センターでは、地域や職域において精神保健福祉に携わっている人や職員等に対し、種々の研修を行っています。研修内容は、精神保健福祉に初めて携わる人から高度でかつ専門的な知識や技術の修得を目指す人まで幅広く、それぞれの目的に応じて参加できるように企画しています。

※ひきこもり支援の相談件数等については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

○ 活動実績

	研修会(講習会) ※対象者毎集計		
	件数 (回)	延日数	延参加者数
一般事業			
思春期	1	1	181
依存症全般	21	21	876
社会復帰			
心の健康づくり	6	6	249
老人精神保健			
自殺関連	17	17	848
犯罪被害			
災害	3	4	210
計	48	49	2,364

1 地域精神保健福祉対策研修

(1) 地域精神保健福祉医療担当者研修会

期 日	内 容	講 師	参加人数
5月30日(水) 県庁地下大会議室	1 精神疾患の基礎知識と治療について 2 眠れないと相談があったら～不眠の認知行動療法～	1 みつぐまち診療所 副院長 大塚 直尚 2 臨床心理士・公認心理師 公平 絵里	126人

2 地域精神保健福祉専門技術研修 (本項目については、「14 被災者のこころのケア」に掲載)

災害時のこころのケア研修会：災害時に支援者が住民のこころのケアに適切に対応するため実施

3 精神保健課題研修

(1) 思春期精神保健対策専門研修会(「9 思春期精神保健対策事業」の項に掲載)

毎年、学校が長期休暇の期間に、県内の医療・保健・福祉・教育等の関係職員を対象に、思春期に起こりうる様々な問題に対処できるよう研修会を開催しています。今年度は12月27日(水)に開催し、参加者は181名でした。

(2) ひきこもり対策研修

※詳細は、「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

(3) 措置入院者退院支援事業研修

保健所保健師が、精神障がい者の障害特性を理解し実践能力を身につけ、措置入院者への地域定着に向けた支援ができるよう知識と技術の向上を図る。

① 10月19日(木) 参加者13名

内容：①統合失調症の最新治療について

講師：玉名病院 医師 矢田部 裕介

②患者の理解(協力:ヤンセンファーマ)

精神科治療薬の紹介、幻聴、幻視体験

② 11月29～30日、12月13～14日、12月20日～21日 参加者 10名

実習場所:菊陽病院(急性期病棟、隔離 OT、その他の施設、デイケア、外来など)

(4)依存症の治療に関わっているスタッフミーティング(オンラインにより開催)

県下で依存症治療を行っている精神科医療機関の看護師、精神保健福祉士、心理士等のスタッフや他の関係機関スタッフを対象に開催しています。

各回、医療機関が持ち回りで企画し、治療状況や取組みなどの情報提供、自助グループとの交流などを通じ、依存症治療に係るスタッフの研修及び情報交換の場となっています。コロナ禍により対面開催を控えて、昨年度同様、オンライン開催とし、延べ 181 名の参加がありました。

期 日	担当医療機関	内 容	参加人数
5月11日(木)	精神保健福祉センター	・菊池有働病院での訪問看護ケース紹介 ・「回復と福祉の役割」ふとりねこ焙煎所 矢ヶ部孝志氏 ・参加機関の自己紹介、取組紹介	68
7月13(木)	菊陽病院	菊陽病院における依存症治療の取組 ・女性アディクション女性グループの取組～女性の特徴と その対応～ ・アルコール使用障害に対する身体的アプローチ～疾患 別リハビリテーションの検討～ ・一歩前へ～外来看護師の関り～	50
9月14日(木)	八代更生病院	八代個性病院の紹介/精神科作業療法「高齢者アルコ ール依存症について」/院内断酒会の取組/急性期アル コール治療プログラム	58
11月9日(木)	向陽台病院	・薬物依存症のミニ講座 武藤岳夫 医師 ・グループワーク「入退院を繰り返す薬物依存症者への支 援」	43
2月8日(木)	真和館	・真和館の紹介 ・真和館アルコール依存症回復支援羅針盤と具体例	40

4 普及啓発研修

(1) 自殺対策企画研修会

期 日	会 場	内 容	参加人数
7月26日(木)	益城町文化会館	小児期逆境体験と精神疾患 神奈川県立精神医療センター 小林桜児氏	160

(2) 自殺対策関係講話

期 日	研修名	参加人数
6月15日	社会教育課主催 県民カレッジ講話	12
6月22日	上益城教育事務所ゲートキーパー研修	34
8月3日	八代市教育委員会ゲートキーパー研修	40
11月6日	県職員出前講座(熊本森林管理署)	29
11月20日	県職員出前講座(熊本地方裁判所)	16

(3) 自死遺族支援に関する研修会及び交流会

期 日	名 称/会 場	内 容	参加人数
10月20日(金)	自死遺族支援者研修会/ 熊本市中央公民館	「自殺実態と自死遺族の支援」 講師：山口 和浩 氏 (NPO 法人自死遺族ネットワーク Re 代表)	33
10月21日(土)	自死遺族交流会 熊本市中央公民館	自死遺族交流会	4

(4) ゲートキーパー養成研修

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員等を対象に、自殺危機にある人のサインに気づき、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより、地域の自殺予防を推進することを目的として、研修会を開催しています

① ゲートキーパー養成研修(5.5 時間コース)

期 日	開 催 場 所	参加人数
11月27日	鹿本地域振興局	12
1月29日	水俣保健所	14
2月20日	阿蘇地域振興局	14

②若者版ゲートキーパー養成研修(あいプロジェクト)

当センターと熊本県立大学の共同で、令和 2 年度(2020 年度)より若者向けのゲートキーパー養成のための教材作成に着手。令和 4 年度(2022 年度)からは、県内の学校等へ本研修について通知し、中学 3 年生から大学生(専修学校等も含む)を対象に、熊本県立大学の学生が講師となって本研修の実施を始めています。

期 日	開 催 校	参加人数
9月1日(金)	山鹿市立菊鹿中学校	44
9月11日(月)	熊本県立東陵高等学校	18
10月5日(木)	熊本県立芦北高等学校	186
10月6日(金)	熊本県立天草工業高等学校	27
10月13日(金)	八代市立二見中学校	9

(5)薬物乱用防止教室講話

高等学校で実施される薬物乱用防止教室の講師として、自傷行為と依存症についての講話を担当しました。

期 日	開 催 場 所	参加人数
12月5日(火)	熊本工業高校定時制 対象:全生徒、教諭	約100名

4 普及啓発

精神保健福祉に関する知識や精神障がい者の権利擁護等について、様々な媒体を通して普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して、専門的立場から協力、指導及び援助を行っています。

※ひきこもり支援の相談件数等については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

○ 活動実績

業務 事業名	普及啓発 (講習会・座談会等)		
	件数	延日数	延参加者数
一般事業			
思春期			
依存症全般	48	48	193
社会復帰			
心の健康づくり	12	12	0
老人精神保健			
自殺関連	7	7	35
犯罪被害			
災害			
計	67	67	228

1 普及啓発

精神障害者(家族)に対する教室等(開催場所:精神保健福祉センター、各保健所)

事業名	対象	期日	参加人数	啓発等内容
依存症家族ミーティング	「7 依存症対策関連事業」の項に詳細を掲示			
依存症家族支援プログラム「KUMAFIT(クマフト)」	「7 依存症対策関連事業」の項に詳細を掲示			
依存症回復支援プログラム「KUMARPP(クマーブ)」	「7 依存症対策関連事業」の項に詳細を掲示			
DV被害女性グループミーティング「ひまわり会」	「8 DV対策支援事業」の項に詳細を掲示			
自死遺族グループミーティング「かたらんね」	「10 自殺対策推進事業」の項に詳細を掲示			
自死遺族講演会	「3 教育研修」の項に詳細を掲示			
ひきこもり本人の集い ひきこもり家族セミナー	「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に詳細を 掲示			

2 リーフレット等の普及啓発資料の作成

No.	発行日	普 及 啓 発 資 料	
1	5月	パンフレット「知って守るこころの健康」	増刷
2	6月	パンフレット「統合失調症について知っていますか？」	増刷
3	8月	飲酒運転防止/県・市センター依存症相談紹介チラシ	増刷
4	1月	リーフレット「「ひきこもり」とは？」	増刷
5	1月	パンフレット「「ひきこもり」に悩んでいる方へ」	増刷

3 精神保健福祉大会等の後援・協力等

期 日	主 催	名 称	会 場	参加人数
令和6年 1月19日(金)	精神保健 福祉協会	第59回熊本県精神保健福祉大会	宇土市民会館	120人

4 ビデオ等の貸し出し

当センターでは普及啓発の一環として、ビデオ・DVDの貸し出しを行っています。

5 精神保健福祉相談及び診療

当センターでは保健所及び関係機関が取り扱った事例のうち、複雑又は困難なものの相談指導を実施し、適切な処置を行っています。このような複雑困難な事例に限らず必要に応じて対応しています。年齢層は高校生から高齢者まで幅広く、相談内容も多岐にわたっています。

相談の形態は大きく来所相談と電話相談に分かれますが、電話相談の場合はできるだけ来所を促し、対応するよう努めています。その他、訪問指導や当事者の集いの場の提供を行っています。

※ひきこもり支援の相談件数等については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

※こころのケアチームの相談件数等については「14 被災者のこころのケア」の項に掲載

1 相談等の概要

(1) 来所相談体制

相談スタッフは、センター職員及び非常勤職員等(精神科医師、心理職)で対応しています。相談は予約制をとっていますが、緊急時の相談はこの限りではありません。

(2) 電話相談体制

8人の電話相談専門の会計年度任用職員を配置し、専用の回線で受理しています。(受付時間は9時～16時) そのほか、職員も随時対応しています。

2 相談等の件数について

(1) 来所(アウトリーチ含む)・電話の相談件数

	来所(実人数)	来所(延件数)	電話 (新規・年度新)	電話(延件数)
1 老人精神保健	2	2	30	54
2 社会復帰	2	4	206	452
3 アルコール	16	17	86	148
4 薬物	16	18	33	90
5 ギャンブル	26	39	75	158
6 ゲーム	1	2	6	17
7 思春期	12	14	118	160
8 心の健康づくり	80	112	790	2,824
9 うつ・うつ状態	17	33	197	1,252
10 摂食障害	3	3	10	11
11 てんかん	0	0	1	1
12 精神疾患・障害の相談	8	18	184	361
13 家族関係・対人関係	4	11	104	691
14 その他	3	8	32	899
計	190	281	1872	7,118

(2) 来所相談(アウトリーチ含む)の状況

○ 男女別の相談状況(実人数)

	老人 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	こころの 健康づくり
男	1	2	15	8	24	1	6	30
女	1	0	1	8	2	0	6	50

	うつ うつ状態	摂食障害	てんかん	精神疾患・ 障害の相談	家族関係・ 対人関係	その他	計
男	8	0	0	4	1	3	103
女	9	3	0	4	3	0	87

○ 年齢状況(実人数)

	0～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	不詳	計
男	11	26	20	23	13	10	0	103
女	14	11	9	16	14	19	4	87
計	25	37	29	39	27	29	4	190

○相談者(実人数) ※複数人で来所相談するケースあるため、相談実人数とは異なる。

	本人	本人以外				計
		父母	配偶者	子	その他	
男	57	42	21	4	14	138
女	67	24	3	5	2	101
計	124	66	24	9	16	239

○住所地(実人数)※管轄する保健所ごとに分類

	熊本市	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	県外	不詳	計
男	12	17	2	16	10	9	13	8	3	6	6	1	0	103
女	11	2	5	18	4	10	5	10	4	7	7	2	2	87
計	23	19	7	34	14	19	18	18	7	13	13	3	2	190

(3)電話相談の状況

○ 男女別の相談数(延べ数)

男	女	不詳	計
3,462	3,641	15	7,118

○ 月別の相談状況(延べ数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規・年度新	243	200	186	169	161	152	163	90	128	129	130	129	1,880
継続	323	406	472	470	462	460	459	431	435	435	435	450	5,238
計	566	606	658	639	623	612	622	521	563	564	565	579	7,118

○ 新規相談(年度新を含む):相談者の年齢状況

年代	0～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	不詳	計
男	56	90	103	106	94	100	274	823
女	71	88	86	111	107	133	439	1,035
不詳	5	0	0	0	1	0	8	14
計	132	178	189	217	202	233	721	1,872

○相談者(延人数)

	本人	本人以外				計
		父母	配偶者	子	その他	
男	3,144	165	58	23	72	3,462
女	3,428	118	16	33	46	3,641
不詳	0	6	1	0	8	15
計	6,572	289	75	56	126	7118

6 組織育成

地域精神保健福祉活動の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要です。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

※ひきこもり支援に係る活動実績については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

○ 活動実績

	組織育成							
	患者会	家族会	断酒会等	職親会	ボランティア会	精神保健福祉協会	その他	計
支援件数	10		14				3	27

事業名	業務	組織育成 (支援) 延件数	参加者延数
一般事業			
依存症全般		27	822
社会復帰			
こころの健康づくり			
災害			
計		27	822

1 精神障害者家族会

熊本県精神障害者家族会連合会は、昭和 46 年(1971 年)9 月に 5 つの病院家族会から出発しました。平成 2 年(1990 年)7 月には社団法人化されて「熊本県精神障害者福祉会連合会」となっています。さらに、平成 25 年(2013 年)4 月には、一般社団法人に移行し、「一般社団法人熊本県精神障害者福祉会連合会」となりました。

精神保健福祉センターは、家族会の主催する大会や研修会に参加し、必要に応じて情報の提供や助言を行い協力しています。

2 当事者及び家族の自助グループ

(1)アルコール依存症

熊本県断酒友の会は、アルコール依存症者とその家族で構成されている自助グループです。11 か所に支部があり、支部月例会、夜間例会、家族例会が開催されています。

AA(アルコールクス・アノニマス)は、県下に6グループあり、オンラインミーティングも取り入れ、アルコールを必要としない生活を送るためのミーティングが開かれています。平成 30 年(2018 年)10 月より、家族(アラノン)のミーティングは休止中です。

(2)薬物依存症

NA(ナルコティクス・アノニマス)は県下2会場で各週1回のミーティングが開かれています。また、家族のミーティング(ナラノン)も1会場で開かれています。

(3)ギャンブル等依存症

GA(ギャンブラーズ・アノニマス)は熊本グループとして、県下6会場でミーティングが開かれています。また、家族(ギャマノン)のミーティングは2会場で開かれています。

○ 依存症自助グループの育成・支援

	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	参加者数
1	熊本県断酒友の会	4 月 30 日	第 13 回家族会みのり	14
2	熊本県断酒友の会	7 月 16 日	アルコール健康障害対策一般市民公開セミナー	140
3	GA熊本	7 月 23 日	24 周年 オープンスピーカーズミーティング	144

4	アメシスト	8月6日	アメシスト例会	17
5	AA熊本なごみグループ	9月3日	AA なごみグループ オープンスピーカーズミーティング	16
6	アメシスト	3月17日	アメシスト例会	17

断酒会に関しては、断酒会会員を精神科医療機関の院内ミーティングに酒害相談員として派遣し、事業協力することを通して断酒会などの育成援助を行っています。（「7 依存症対策関連事業」の項に詳細を掲示）

（4）熊本アディクションフォーラム

社会一般では正しい理解が浸透しにくく、偏見や誤解の多い依存症（≡アディクション）について、広く知ってもらうことを目的に、熊本県内の依存症（≡アディクション）自助グループによるフォーラムが年に1回開催されています。毎月の実行委員会の出席やフォーラム当日の運営補助など、自助グループの普及活動を支援しています。

期日	活動内容	参加者数
5月11日	実行委員会	13
6月2日	実行委員会	12
7月7日	実行委員会	11
8月4日	実行委員会	11
9月1日	実行委員会	17
10月6日	実行委員会	11
10月29日	第10回アディクションフォーラム	178
12月1日	反省会	13

3 精神保健福祉ボランティア

精神障害者を地域で支えるため、精神保健福祉ボランティア養成講座を受講した人を中心に、自主的なボランティアグループが結成され、地域生活支援センターなど精神障がい者が地域で過ごす場所でボランティア活動が展開されています。

4 精神保健福祉協会

精神保健福祉協会は、こころの健康を広く呼びかけ、精神保健の正しい知識の普及と、障害者への理解を深めることを願って設立され、講演会・研修会や心の健康フェスタ・障がい者作品展示事業開催等の啓発活動の他、ボランティアの電話カウンセラーによる年中無休の電話相談「熊本こころの電話」を実施しています。当センターでは、所長が協会の理事としてその運営に協力しています。

7 依存症対策関連事業

1 依存症相談拠点、依存症専門相談員事業

本県では、平成 28 年(2016 年)熊本地震の影響から被災者の飲酒リスクが高まることが懸念されたことから、平成 29 年(2017 年)11 月より依存症専門相談支援事業を開始しました。平成 30 年度(2018 年度)からは依存症専門相談員を増員し、アルコールに留まらず薬物、ギャンブル、ネット、ゲーム、買い物依存などにも相談対応しています。依存症専門相談員は、依存症を専門とする医療機関の精神保健福祉士や看護師、熊本ダルク、熊本クレ・サラ被害をなくす会、熊本どんぐりのスタッフを派遣していただいています。

当センターは平成31年3月、熊本県より依存症相談拠点に指定され、依存症専門相談員による経験豊富な支援を提供するだけでなく、関係機関との連携と専門的な技術支援にも力を入れています。

2 電話相談・来所相談

依存症専門相談は、当センター職員である保健師、臨床心理士/公認心理師だけでなく、精神科医や依存症専門相談員と共に薬物、アルコール、ギャンブル、ネット・ゲーム、買い物、クレプトマニア(窃盗症)など、様々な依存に関する相談に対応しています。必要に応じて医療機関、社会資源に繋いでいきます。

	来所相談		電話相談	
	実件数	延件数	実件数	延件数
アルコール	16	17	86	143
薬物	16	18	33	90
ギャンブル	26	39	75	158
ゲーム	2	2	6	17
その他	9	14	24	77
合計	69	90	224	485

3 依存症回復支援プログラム(KUMARPP)

薬物依存症当事者向けの回復支援プログラムである「SMARPP」を改変し、アルコール依存症者も参加できるプログラムを実施しています。月 2 回、年間 24 回開催し、延べ参加者数は 96 名でした。

	男	女
アルコール	38	0
薬物	32	26
合計	70	26

4 依存症家族ミーティング

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症の家族が心身共に健康を回復することは、依存症者の回復を促します。家族が正しい知識を学び、家族同士が苦労や悩みを語り、情報共有することを主な目的とし、平成 4 年(1992 年)1 月からアルコール家族教室を開催してきました。平成 6 年度(1994 年度)より名称をアルコール家族ミーティングに、平成 23 年度(2011 年度)からは依存症家族ミーティングに変更し、対象をアルコールのみから薬物やギャンブル等の家族へと拡大しました。毎月第 3 金曜日の午後に開催し計 12 回、参加者は延べ74名でした。

	延人数			
	父母	配偶者	子	その他
アルコール	7	1	0	1
薬物	28	0	0	0
ギャンブル等	31	4	1	0
その他	1	0	0	0
合計	67	5	1	1

5 依存症家族支援プログラム(KUMAFIT)

平成 29 年度(2017 年度)から、依存症家族支援プログラムを開始しました。アルコール、薬物、ギャンブル等、依存症問題を抱える方のご家族のためのプログラムです。依存症への理解を深め、効果的なコミュニケーションやご家族にできる対応などについて学び、実践するグループです。今年度は 1 クール 6 回を年 2 クール実施し、参加者は延べ23 名でした

	延人数			
	父母	配偶者	子	その他
アルコール	6	0	0	0
薬物	6	0	0	0
ギャンブル等	11	0	0	0
その他	0	0	0	0
合計	23	0	0	0

6 依存症出張個別相談会

当センターへの来所相談が困難な遠隔地を対象に、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の家族支援を目的として、4 保健所にて計 5 回地域版依存症家族ミーティングを開催してきましたが、令和 2 年度より個別相談会に変更しました。下表の相談会以外にも、来所困難な遠方のご相談には、お住まいの地域にある保健所や役場にて 2 件の出張個別相談を実施しました。

		本人 (延人数)	本人以外(延人数)			
			父母	配偶者	子	その他
6 月 22 日 (木)	八代保健所					
8 月 24 日 (木)	有明保健所					
10 月 26 日 (木)	人吉保健所	アルコール 1	ギャンブル 1			
12 月 14 日 (木)	八代保健所				ギャンブル 2	
2 月 22 日 (木)	天草保健所	ギャンブル 1		ギャンブル 1		
合計		2	1	1	2	0

7 酒害相談員活動

昭和 50 年(1975 年度)から酒害問題に関する経験や知識のある県断酒友の会会員を酒害相談員として、酒害相談員派遣事業に取り組んでいます。この事業では、酒害相談員が酒を必要としない生活を送るモデルとして、主に入院患者に体験談を届けます。

医療機関名	活動回数	参加者数
あおば病院	2	9
有働病院	2	13
向陽台病院	2	11
酒井病院	1	7
益城病院	1	50
人吉こころのホスピタル	1	18

8 依存症の治療に関わるスタッフミーティング(「教育研修」の項に詳細を掲示)

関係職員の研修、ネットワーク構築の場として、各病院等に参加を呼びかけています。今年度は延べ 181 名の参加がありました。

9 熊本保護観察所との連携強化

KUMARPPの実施に伴い、熊本保護観察所と連携しており、熊本保護観察所の事業にも協力しています。

事業名	期日	参加人数
薬物依存症のある保護観察対象者等に対する地域支援に関する連絡協議会	5月22日	27
矯正施設に収容されている方の引受人会	6月19日	14
	10月23日	15
	2月26日	13
中間処遇対象者ケア会議	4月18日	8
	8月29日	7

10 支援者研修事業

例年、依存症に関する知識の普及を目的に、支援者を対象とした「依存症支援者研修会」を開催しています。今年度は、他機関との共同企画を含め 5 本の研修会を開催しました。

開催日	主催	会場	内容及び講師	参加人数
9月28日	菊陽病院	オンライン	①「ギャンブル依存症かも？医療の立場から」 菊陽病院 医師 尾上 毅 氏 ②体験談 GA メンバー ③債務整理の立場から クレサラ被害をなくす会 高濱登志子 氏 ④「ギャンブル依存症と法律相談～債務整理を題材に」弁護士 法人リーガル・プロ 益子 寛 弁護士	99
10月4日	益城病院	県庁地下大会議室	アルコール症治療のつながりを目指して ①専門病院受診と治療継続について	76
10月25日	益城病院	八代地域振興局	木原正司 看護師 ②入院後の関係づくり(断酒作成支援、電話、トランプ遊び) 石塚久子 看護師 ③退院後の断酒会・AAとの連携～SBIRTS の紹介～ 小田泰徳 看護師	33
12月4日	センター	くまもと県民交流館パレア	①講演 「燃え尽きない依存症支援のコツ～その問題は誰のもの？～」 医療法人横田会向陽台病院 副院長 武藤岳夫 氏 ②各相談拠点機関、治療拠点機関の取組紹介 ・熊本県精神保健福祉センター ・熊本市こころの健康センター) ・益城病院 ・菊陽病院 ・向陽台病院 ③事例検討会 「解決できなくてもいい。依存症をいろんな視点で見よう」	122
1月26日	向陽台病院	オンライン	「誰でもできる薬物依存症の診かた」 埼玉県立精神医療センター 副院長 成瀬暢也 氏 「話題提供」 熊本 DARC 施設長 田邊忠司 氏 精神保健福祉センター 渡邊知子	159

8 DV対策支援事業

精神保健福祉センターでは、被害者の自立支援のために、DV被害者のカウンセリング及び、DV被害女性のグループミーティングを実施しています。さらに被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけで、DV加害者相談を行っています。

1 事業の内容

(1)DV被害者カウンセリング

精神保健福祉相談の枠内で、DV被害者の個別カウンセリングを精神科医師や臨床心理士が担当しています。目的は、暴力により支配され続けてきた被害者が、主体性を取り戻し、再び自尊心をもって生きられるようになることを支援することです。

(2)加害者相談

性別に関係なく、加害者からの相談に対応しています。

	来所相談						電話相談					
	実人数			延人数			実人数			延人数		
	妻	夫	その他	妻	夫	その他	妻	夫	その他	妻	夫	その他
被害	4	0	0	6	0	0	17	1	1	28	1	1
加害	0	0	0	0	0	0	2	5	0	2	8	0
合計	4	0	0	6	0	0	19	6	1	30	9	1

(3)DV被害女性グループミーティング

平成16年(2004年)4月から臨床心理士や保健師等が担当し開催しています。目的は、個別カウンセリングと同じですが、加えて、同じ経験をした仲間とのエンパワメントにより、被害からの回復を促進することが大きな目的となります。DV被害女性支援のなかで、危機介入的アプローチとは異なった長期的展望に立った支援という位置づけで取り組んでいます。参加者数は年々減少し、今年度の参加者総数は0名でした。

9 思春期精神保健対策事業

センターでは、昭和 55 年(1980 年)から地域精神保健福祉業務の一環として、思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等の総合的対策を実施することによって、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防と早期発見を図ることを目的に事業を行っています。

1 事業の内容

- (1)思春期精神保健対策専門研修会の開催
- (2)思春期精神保健相談窓口の開設

2 事業の実績

- (1)思春期精神保健対策専門研修会(医療・保健・福祉・教育・行政関係者対象)

例年、県内の医療・保健・福祉・教育・行政等の関係職員を対象に、思春期に起こりうる様々な問題に対処できる内容で企画しています。

開催日	会場	内容及び講師	参加人数
12 月 27 日	くまもと県民交流館パレア	【午前】 講演「いのちをかけてかくす SOS～子どもの権利から見る予防的アプローチ～」 特定非営利活動法人 にじいろ CAP 代表理事・トレーナー 重永侑紀 氏 【午後】 朗読 家族のこころの病気を子供に伝える絵本 「ボクのせいかも……お母さんがうつ病になったの～」 講演「課題を抱える子どもたちへの支援」 熊本学園大学社会福祉学部 社会福祉環境学科教授 精神科医 城野 匡 氏	181

- (2)思春期精神保健相談(再掲)

精神科医師、臨床心理士等が不登校、ゲーム・ネット依存、摂食障害、自傷行為、薬物依存(違法薬物、処方薬、市販薬)等の相談にあたっています。相談件数は下表のとおりです。

	来所相談		電話相談	
	実人数	延人数	実件数	延件数
本人	9	14	93	307
父母	17	20	104	134
その他	1	1	16	23
合計	27	35	213	464

*ここでは、20 歳までの学生、無職の方を思春期と捉えて計上しています

10 自殺対策推進事業

自殺問題は、全国の自殺者が平成 23 年(2011 年)に 14 年連続で 3 万人を超える状態が続いたことなどから全国的に大きな社会問題となりました。自殺は、発生やその背景(年齢層、性別、産業構造等)に地域特性があることから、その地域の実態に即した自殺対策を実施することが必要とされています。

本県においても、平成 19 年度(2007 年度)から 3 年間、厚生労働省の「地域自殺対策推進事業」に取り組み、「広報」「ネットワーク」「地域戦略」「人材育成」「教育」を柱に事業を展開してきました。

センターでは、その中の「ネットワーク」「人材育成」の位置づけで、①自殺予防・自死遺族支援に関する研修会 ②自死遺族グループミーティング ③自死遺族相談 ④自殺予防電話相談等を行っています。

平成 21 年度(2009 年度)からは、⑤ゲートキーパー養成研修を追加し、地域で自殺対策に取り組む人材の育成に努めてきました。平成 26 年度(2014 年度)からは、⑥地域における自殺対策の企画研修も実施しています。

また、平成 25 年度(2013 年度)からは生きづらさを抱える若者への支援として、福祉・教育・医療・雇用等の関係機関と連携した途切れない支援を行えるよう、臨床心理士及び精神保健福祉士による相談支援体制を強化しました。

1 自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会(「3 教育研修」の項に詳細を掲載)

自殺予防及び自死遺族支援に必要な知識を習得することにより、地域の自殺予防・遺族支援対策を推進することを目的として、県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等を対象に研修会を開催しています。

2 自死遺族グループミーティング

大切な方を自死で亡くされたご遺族等が悩みや苦しみを分かち合うことのできる場として、専門のスタッフがファシリテーターとして入るミーティングを平成 20 年度(2008 年度)から奇数月の原則第 4 木曜日に開催しています。

また、平成 27 年度(2015 年度)から令和元年度(2019 年度)まで、偶数月の第 4 木曜日は「地域版ミーティング」として県内各保健所で開催していました。その後は、次の項にある出張個別相談に形を変えています。

実施月	5月	7月	9月	11月	1月	3月
参加人数	9	6	3	4	3	6

3 自死遺族相談

専任の公認心理師が個別の来所相談にあたっています(毎月第 2 木曜日、偶数月第 4 木曜日)。また、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月は出張個別相談日を設けています。相談件数は下表のとおりです。(延べ人数)

	男性	女性	計
電話相談	9	32	41
来所相談	4	15	19
計	13	47	60

4 自殺予防週間相談電話

9 月 10 日の世界自殺予防デーから 1 週間の「自殺予防週間」に合わせ、9 月 12 日～16 日の 5 日間、通常午前 9 時から午後 4 時までの電話相談時間を午前 9 時から午後 7 時まで延長して実施しました。

5 ゲートキーパー養成研修(「3 教育研修」の項に詳細を掲載)

熊本県では、自殺の危機にある人のサインに気づき、理解を深め、安全確保を行って継続的に見守っていくスキルを習得することにより、地域の自殺予防を推進することを目的として、市町村職員や各相談機関の職員等を対象に保健所主催で研修を実施しています。このゲートキーパー養成研修には、当センターも様々な側面から協力しており、ゲートキーパー養成研修を担うことのできる講師養成については、当センター主催で開催しています。

また、若者の自殺予防対策の一環として、令和 2 年度(2020 年度)から、当センターと熊本県立大学の共同で、若者向けのゲートキーパー養成研修事業にも取り組んでいます。令和 3 年度(2023 年度)にかけて教材を作成し、令和 4 年度(2022 年度)からは、県内の中学 3 年生から大学生(専修学校等も含む)を対象に、熊本県立大学の学生が講師となって本研修を実施しています。

11 精神医療審査会

平成 14 年度(2002 年度)から、精神保健福祉法の一部改正により、従来本庁で行っていた関連業務を精神保健福祉センターで行っています。

なお、平成 24 年度(2012 年度)からは、熊本市の政令市移行により新たに熊本市こころの健康センターが設置されたことに伴い、措置入院者の一部を除き、熊本市内の医療機関入院者分は熊本市精神医療審査会が対応し、県は熊本市外の医療機関入院者分の審査に対応しています。

また、審査会専用の電話を設置し、退院等請求者に対応しています。

1 報告書等の審査状況

審 査 項 目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
審査会開催回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	3	24

審 査 項 目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
措置入院者の定期病状報告書	1	1	2	3	6	6	3	1	0	3	6	3	35
医療保護入院者の定期病状報告書	128	143	134	136	173	135	135	92	129	151	126	137	1,619
医療保護入院者の入院届	194	217	230	241	227	244	226	160	267	269	193	207	2,675
計(審査件数)	323	361	366	380	406	385	364	253	396	423	325	347	4,329

2 退院請求等の審査状況

審 査 項 目		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
退院請求のみ	審 査	1	3	2	2	4	2	2	0	1	2	2	1	22
	取 下	0	1	1	0	1	2	0	1	0	0	2	0	8
退院請求及び 処遇改善請求	審 査	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
	取 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処遇改善請求	審 査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	審 査	1	3	3	2	5	2	2	0	1	2	2	2	25
	取 下	0	1	1	0	1	2	0	1	0	0	2	0	8

12 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会

平成 14 年度(2002 年度)から、精神保健福祉法の一部改正により、自立支援医療費(精神通院)の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の等級判定業務を精神保健福祉センターで行っています。(月 2 回の開催)

○ 判定件数

判定項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
自立支援医療申請	2,116	1,483	1,770	2,085	1,510	1,946	1,502	1,517	1,810	1,355	1,659	2,148	20,901
精神障害者保健福祉手帳	614	469	457	597	433	556	475	490	597	447	435	575	6,145

13 ひきこもり地域支援センター事業

平成 12 年度(2000 年度)より、ひきこもり対策事業に取り組んでいますが、平成 27 年(2015 年)4 月からは、精神保健福祉センター内に設置された「熊本県ひきこもり地域支援センター“ゆるここ”」で、ひきこもりに悩んでいる当事者やご家族からの相談に対応しています。専用の相談電話を設置し、専属のひきこもり支援コーディネーター 2 名、市町村等支援員 2 名、兼務の保健師 1 名で配置して対応しています。

支援の対象は、主な要因が精神疾患ではないひきこもり状態にある方で、家族以外との交流を長く避けている本人及び家族、その支援者の方々と、原則熊本市外に在住の概ね 18 歳以上の方です。

1 相談支援

(1) 来所相談

○総件数

	男	女	計
延数	108	82	190
実数	37	17	54

○相談者内訳

	本人	家族等	機関	計
延数	123	69	0	192
実数	24	31	0	55

(2) 訪問、同行での対応

○総件数

	男	女	計
延数	9	3	12
実数	6	2	8

○相談者内訳

	本人	家族等	機関	計
延数	1	2	9	12
実数	1	1	6	8

(3) 電話相談(手紙での対応を含む)

○総件数

	男	女	不詳	計
延数	306	175	6	487
実数	98	43	4	145

○相談者内訳

	本人	家族等	機関	その他	計
延数	188	240	51	8	487
実数	26	99	16	4	145

(4)年代の内訳(延数)

10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不詳	計
17	166	223	149	109	5	48	717

(5)機関からの相談・技術支援(対象者のないもの)

電話	来所	訪問	☑メール	その他	合計
143	10	11	32	5	201

(6) 居住地の内訳(実数)

保健所圏域	熊本市内	熊本県外	不詳	合計
178	23	3	3	207

保健所圏域の内訳

保健所	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	人吉	水俣	天草
相談者数	26	24	39	11	30	12	18	9	2	7

2 出張相談会の開催

来所が困難な相談者に対し地域での相談会を実施するとともに、各市町村の相談窓口との連携を図り、相談者が身近な地域でサポートが受けられる体制作りを目指しています。

令和5年度(2023年度)は16回の相談会を計画し、そのうち予約のあった8回について相談対応を行いました。

(○囲み番号は、相談実施)

	日程	地域		日程	地域
①	6月16日(金)	荒尾・玉名	⑨	6月23日(金)	八代
②	12月8日(金)		⑩	12月15日(金)	
③	7月21日(金)	山鹿	⑪	8月25日(金)	人吉・球磨
4	1月19日(金)	菊池	⑫	2月16日(金)	
⑤	7月7日(金)	阿蘇	13	6月2日(金)	水俣・芦北
⑥	1月26日(金)		⑭	12月1日(金)	
7	7月14日(金)	宇城・美里	⑮	6月30日(金)	天草
8	2月9日(金)	上益城	16	2月2日(金)	

3 本人の集い

ひきこもり地域支援センターのひきこもり本人の集い“ゆるっとスペース CoCo”の参加者を対象に、自助グループ活動の場を提供しています。

(1)本人の集い「ゆるっとスペース“CoCo”」(通称:ゆるCoCo)

外出できるようになった本人の居場所として、他者との交流を図る場を設けています。

毎週金曜日開催の全ての方を対象にしているものと、毎月1回水曜日開催の女性を対象にしたものがあり、いずれも13時30分から行っています。

人数	水曜+金曜		総計	(再)水曜		開催日数	平均参加者数
	男	女	全体	女			
延べ	232	223	455	70	金曜日	46日	8.4人
実	12	6	22	10	水曜日	11日	6.4人

利用者年代	20代	30代	40代	50代	計
実人数	7	6	7	2	22

(2)スペース開放(月曜グループ)

ゆるCoCo利用者を対象に、毎週月曜日(休日の場合は翌日)14時からゆるCoCoの部屋を開放しています。

人数	男	女	合計
延べ	9	0	9

4 家族セミナー

家族が孤立するのを防ぎ、悩みを共有したり対応を学ぶ場を設けています。

令和5年度 開催日	内 容	家族の 参加人数
4月19日(水)	「参考動画から考えるひきこもり」	8
6月21日(水)	「家族間コミュニケーション」	7
8月16日(水)	「ひきこもりの基礎知識」	7
10月18日(水)	「家族のセルフケア」	7
12月20日(水)	「一緒に考えよう～モデル事例での作戦会議～」	3
2月21日(水)	「ひきこもり経験者からのメッセージ&交流会」	5
合計		37

5 家族サロン (R5新)

CRAFTを参考にしたテキストを基に、家族間のよりよいコミュニケーションについて考えたり、テーマに沿った意見交換や近況報告他、自由な会話をするを目的に開催しました。

令和5年度 開催日	内 容	家族の 参加人数
10月4日(水)	本人がひきこもるきっかけについての振り返り	4
11月1日(水)	イネイブリングをやめる	3
12月6日(水)	望ましい行動を増やす	4
1月17日(水)	あなた自身の生活を豊かにする	3
2月7日(水)	暴力への対策	3
3月6日(水)	コミュニケーションを変える	3
合計		20

6 一般向け講演会

演題 「ひきこもりからの回復とは」

開催日：①令和5年10月7日(土) 14:00～16:00 (参加者 66人)

②令和5年10月8日(日) 10:00～12:00 (参加者 44人)

場 所：①桜十字ホールやつしろ

②菊池市中央公民館

講 師：大橋 史信 氏(生き難さコンシェルジュ/一般社団法人生きづらさインクルーシブデザイン工房代表理事)

7 支援者向け研修会

(1) 令和5年度(2023年度)熊本県ひきこもり支援者地域研修会

事例検討を題材にした小規模の研修会で、合計27人の参加がありました。

芦北会場(芦北地域振興局) 8月3日 13:30～15:30

菊池会場(菊池地域振興局) 9月20日 13:30～15:30

宇城会場(宇城地域振興局) 10月25日 13:30～15:30

(2) 演題 「ひきこもりのミカタ」(参加者 103 人)

開催日：令和5年 11 月 20 日(月)

講 師：芹沢 茂喜 氏(山梨県峡東保健福祉事務所 ソーシャルワーカー 精神保健福祉士、社会福祉士)

場 所：県庁地下大会議室

8 ひきこもり啓発講座

県や市町村には、ひきこもりに関する偏見等をなくし、ひきこもり当事者やその家族等が安心して生活できる社会環境を醸成する取り組みが求められています。そこで、ひきこもりをはじめとする生きづらさを抱える当事者やその家族等が安心して生活できる環境づくりを目指し、地域住民を対象にした啓発のための講座を実施することとなりました。令和5年度(2023年度)は、5会場で実施、合計254人の方が受講しました。

開催日	会場	参加人数
10月1日(日)	菊池市 菊池市福祉会館2階	10
11月16日(木)	湯前町 農村環境改善センター	45
11月24日(金)	大津町 文化ホール	41
2月8日(木)	合志市 文化会館	79
2月19日(月)	荒尾市 あらおシティーホール	79
合計		254

9 ひきこもりサポーターフォローアップ研修(R5新)

令和4年度までに、ひきこもり状態にある方やその家族を支え、ひきこもりに対するよき理解者の養成とその活動によって地域のひきこもり当事者やご家族の生活が少しでも改善されることを目的に、フォローアップ研修会を実施しました。

※対象:対象保健所管内の市町村職員、社協職員、民生委員・児童委員、ひきこもり支援関係機関・団体職員等

保健所管内/会場	開催日	参加人数
＜芦北会場＞ 県南広域本部芦北地域振興局 3階大会議室	8月3日(木)	7
＜菊池会場＞ 県北広域本部菊池地域振興局 大会議室	9月20日(水)	10
＜宇城会場＞ 県南広域本部宇城地域振興局 3階大会議室・東	10月25日(水)	4
合計		21

10 ひきこもりピアサポーター活動

平成27年度(2015年度)から、「ひきこもり本人の集い」利用者を対象に、①体験発表②居場所運営サポート③面談・訪問支援などのピアサポート活動に関心がある方をピアサポーターとして養成しており、当センター主催の研修の他、県内各地から依頼があった関係事業へ派遣を行い、主に体験発表を通しての啓発活動を行っています。

令和5年度(2023年度)も延べ18の方が活動を行いました。

(1) 体験談発表による啓発活動

活動日	主催機関・内容	会 場	派遣人数
7 月 20 日	令和5年度熊本大学保健学科看護学生地域実習	精神保健福祉センター	1
10 月 17 日	いのちの電話相談員研修	精神保健福祉センター	1
11 月 2 日	九州ルーテル学院大学施設見学	精神保健福祉センター	1
2 月 9 日	熊本市医師会看護専門学校研修	精神保健福祉センター	1
2 月 21 日	九州看護福祉大学保健師過程学生実習	精神保健福祉センター	1
3 月 11 日	精神保健福祉センター電話相談員研修	精神保健福祉センター	1

(2) 個別面接等対応

本人への手紙送付で支援を 8 回、家族セミナー交流会への参加を1回(3人)、来所面接の同席を 1 回(1 人)行いました。

10 研修講師

当センターや他機関が開催する研修会において講師としてひきこもり地域支援センターの取り組みや支援に関する話をする事により、啓発や支援者養成に寄与するとともに、関係機関との連携を図っています。

主な派遣先

日 付	内 容	場 所
9 月 28 日	「熊本こころの電話」ボランティア電話カウンセラー養成講座	精神保健福祉センター
1 月 24 日	上益城郡民生委員・児童委員一般研修会	嘉島町民会館

11 啓発・情報発信

- (1) ホームページでの情報発信
- (2) 市町村広報
- (3) 各種研修会等での業務説明・リーフレット配布

啓発資料

配布開始年度	啓発資料名	改訂状況
H25(2013)作成	“ゆるっと”いこう	R2(2020)
H27(2015)作成	ひきこもり相談窓口	H19(2017)
H29(2017)作成	「ひきこもり」とは？	—
R3(2021)購入	「ひきこもり」に悩んでいる方へ	R6(2024)

14 被災後のこころのケア事業 (熊本地震被災者支援事業 ・ 令和 2 年 7 月豪雨災害支援)

平成 28 年(2016 年)4 月 14 日の前震(震度 7 M6.5), 4 月 16 日の本震(震度 7 M7.3)の大規模災害(熊本地震)が 2 回あり、甚大な災害が起こりました。当センターでは、災害ストレスにより新たに惹起された精神的問題を抱える住民への対応に追われましたが、平成 28 年(2016 年)10 月に熊本こころのケアセンターが開設された以降は、災害被災者の直接的な相談支援は減少しました。平成 30 年度(2018 年度)からは熊本こころのケアセンターと協働した活動となりました。

令和 2 年(2020 年)7 月 3 日から 8 日にかけて九州地方の広域な地域で線状降水帯が発生し、熊本県南部を中心に土砂崩れが多発。人吉・球磨地域においては 1 級河川の球磨川やその支流が氾濫し、流域の 5 市町村に甚大な水害をもたらしました。

死者数は 65 名、行方不明者は 2 名という熊本地震による直接死の数に匹敵するほどの災害であり、熊本県精神保健福祉センターは災害対策本部や各地域活動拠点本部での活動や DPAT 活動を行いました。7 月 28 日に DPAT 活動が終了した後、同日に熊本こころのケアセンターと協働して熊本こころのケアチームを立ち上げ、引き続き被災圏域の支援者・被災者支援を行ってきた。

令和 4 年 3 月事業委託を終え、令和 4 年 4 月から熊本県精神保健福祉センター内に熊本こころのケアセンターを設置し、災害後のこころのケア事業として活動することになった。

1 技術支援

(1)個別ケースの処遇についての技術指導・援助

来所	電話	検討会	アウトリーチ	計
0	0	3	0	3

(2)関係機関の事業等への技術指導・援助(助言)

来所	電話	検討会	計
12	53	0	65

(3)関係機関の事業等への技術指導・援助(出張分)

保健所	市町村	巡回相談(地域支え合い支援センター)	その他	計
7	3	7	1	18

2 災害対応人材育成

被災地市町村職員、支え合い支援センター職員など災者支援を行う人材育成研修会を開催しました。

月 日	場 所	内 容	参加者数
12 月 6 日	八代地域振興局	サイコロジカル・ファーストエイド(PFA) 講師 兵庫こころのケアセンター 大澤智子	39
12 月 7 日	熊本県庁	サイコロジカル・ファーストエイド(PFA) 講師 兵庫こころのケアセンター 大澤智子	95
令和 6 年 2 月 28、29 日	熊本県庁	サイコロジカル・リカバリースキル(SPR) 講師 兵庫こころのケアセンター 大澤智子	37

15 新型コロナウイルス感染症相談支援事業

令和2年(2020年)4月に新型コロナウイルス感染拡大のため緊急事態宣言も発令され、日本が世界が感染症の恐怖や様々な不安に翻弄され2年が経過しました。熊本でも感染者の拡大、クラスター、医療体制の崩壊の危機等、日々ストレスにさらされる状態が続きました。

その中で、当センターでは新型コロナウイルス感染症に対するこころのケア窓口としての役割を果たしています。特に、来所が困難なケースに対しては、心理士による電話相談も実施しています。

令和5年度新型コロナウイルス感染に関する電話相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
人数	14	15	12	20	28	24	13	5	12	10	11	11	175

Ⅲ 学会・研究会活動報告

1 熊本アルコール関連問題学会

本会は、熊本県におけるアルコール依存症等の治療に関する研究・研修を目的に、県内のアルコール依存症等の治療の関係職員を会員として、昭和 58 年(1983 年)に発足し、年 1 回の学会を開催しています。当センターは本会の事務局窓口を担当し、企画・運営に協力しています。

開催日	事業名	参加者数
5月16日	理事会事前協議	7
6月23日	理事会	20
11月19日	第 38 熊本アルコール関連問題学会	71

今年度の第 38 回熊本アルコール関連問題学会は、令和 5 年(2023 年)12 月 2 日(土)に、熊本市中央公民館にて開催しました。参加者は 71 名 でした。

(1) 総会

(2) 研究発表

発表①「女性アディクションプログラムの取り組み 女性の特徴とその対応」

菊陽病院 作業療法士 藤崎 愛 氏

発表②「アルコールリハビリテーション期間と再入院までの期間の検討」

明生病院 精神保健指定医 川内 伸哉 氏

発表③「コロナ禍が遺した依存症治療の試み ～ラインを用いた自助グループモデルミーティング」

桜が丘病院 精神保健指定医 赤木 健利 氏

(3) 講演

「片手間のアルコール医療40年～飲酒関連死から予防、啓発まで～」

筑後吉井こころホスピタル 院長 杠 岳文 先生

2 熊本精神科リハビリテーション研究会

本研究会は、熊本県における精神科リハビリテーションに関する研究・研修を目的に、県内で精神障がい者のリハビリテーションの実践に携わっている関係職員を会員として、平成 4 年(1992 年)に発足しました。当センターは本研究会の事務局を担当し、年 1 回の研修会開催に関する企画・運営に協力しています。

令和 5 年度の熊本精神科リハビリテーション研究会総会及び研究会の開催はありませんでした。

3 第59回全国精神保健福祉センター研究協議会

全国精神保健福祉センター研究協議会は、毎年度全国の精神保健福祉センターの持ち回りで開催されています。令和 5 年度(2023 年度)においては、茨城県で開催(令和 5 年 10 月 29 日～10 月 30 日)。

10 月 29 日は、「精神保健福祉行政の動向」、「精神保健福祉関係者が人権上留意すべき点」及び「オレキシン研究の進展と精神科医療への貢献」があり、10 月 30 日の一般演題においては、本県から「措置入院患者退院後支援事業における保健所職員人材育成」を発表しました。

4 九州ブロック精神保健福祉センター所長会及び研究協議会

九州ブロック精神保健福祉センター所長会及び研究協議会は、毎年度九州管内の精神保健福祉センターの持ち回りで開催されており、宮崎県で開催(令和 6 年 2 月 15 日)されました。

研究協議会は 23 項目について情報交換が行われました。

精神保健福祉センター運営要領

平成 8 年 1 月 19 日 健医発第 57 号
各都道府県知事・各指定都市市長宛
厚生省保健医療局長通知

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第 6 条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 53 条第 1 項及び法第 45 条第 1 項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関（以下「関係諸機関」という。）と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師（精神科の診療に十分な経験を有するものであること。）

精神保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうちに精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3)人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4)普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5)調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6)精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7)組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8)精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9)自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を行うものとする。

4 その他

(1)センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療(精神通院医療)費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2)心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成 15 年法律第 110 号)による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

(3)その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。